

【記載例 1 - 3】「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の特例（震災税法 16）の計算方法（以下「特例の計算方法」という。）を選択したとき

控除額

次の区分に応じそれぞれに掲げる算式により計算する（震災税法 16）。

阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等に係る住宅借入金等（以下「再建住宅借入金等」という。）の年末残高の合計額が 1,000 万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\% \dots\dots\dots \left[ 100 \text{円未満の端数切捨て} \right]$$

再建住宅借入金等の年末残高の合計額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 10 \text{万円} \dots\dots\dots \left[ 100 \text{円未満の端数切捨て} \right]$$

再建住宅借入金等の年末残高の合計額が、2,000 万円を超えるとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{（最高 3,000 万円）} \end{array} \right] \times 0.5\% + 20 \text{万円} \dots\dots\dots \left[ 100 \text{円未満の端数切捨て} \right]$$

設例

居住開始年月日	平成 15 年 11 月 15 日		
家屋に関する事項			土地等に関する事項
家屋の取得対価の額	20,000,000 円	土地等の取得対価の額	25,000,000 円
家屋の総床面積 / うち居住用	100 m <sup>2</sup> / 100 m <sup>2</sup>	土地等の面積 / うち居住用	120 m <sup>2</sup> / 120 m <sup>2</sup>
住宅借入金等に関する事項			
住宅借入金等の内訳	住宅及び土地等		
年末残高（当初金額）	29,800,000 円（30,000,000 円）		

【控除額計算明細書】

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日 ㉑	平成15年11月15日	(平成 年 月 日)
取得対価の額 ㉒	20,000,000 円	25,000,000 円
総（床）面積 ㉓	100 m <sup>2</sup>	120 m <sup>2</sup>
うち居住用部分の（床）面積 ㉔	100 m <sup>2</sup>	120 m <sup>2</sup>

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日 ㉕	平成 年 月 日
増改築等の費用の額 ㉖	円
うち居住用部分の金額 ㉗	

※ ㉖の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金(取得)等特別控除を受けることができます。

4 控除証明書の要否

平成16年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を  で西んでください。 要する

5 住宅借入金（取得）等特別控除額の計算（次の該当する算式により計算します。）

住宅借入金等の年末残高の合計額 ㉘ 29,800,000 円 ※ 「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使った場合には、その計算明細書の㉘の金額を転記します。

居住の用に供した日等	住宅借入金等の年末残高の合計額	住宅借入金(取得)等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
平成11年1月1日以後に居住の用に供した場合	㉙ _____ 円 × 0.01 = _____	(最高50万円) _____, 00 円
平成10年中に居住の用に供した場合 または、平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」を選択した場合	㉚が2,000万円以下のとき ㉙ _____ 円 × 0.01 = _____	_____, 00 円
	㉚が2,000万円を超えるとき ㉙ _____ 円 × 0.005 + 10 万円 = _____	(最高25万円) _____, 00 円
阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合	㉚が1,000万円以下のとき ㉙ _____ 円 × 0.02 = _____	_____, 00 円
	㉚が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ㉙ _____ 円 × 0.01 + 10 万円 = _____	_____, 00 円
	㉚が2,000万円を超えるとき ㉙ <u>29,800,000</u> 円 × 0.005 + 20 万円 = _____	(最高35万円) <u>349,000</u> 円